



竣工間近な日光市体育館

日光市体育館が完成

開館は五月の予定

昨年の七月から相生町で工事を進めていた「日光市体育館」は、すべての工事が三月中に終了し完成しました。

総工事費二億二千百万円(うち、

一億五千三百八十万円は年金積立金還元融資)を費やした体育館は、鉄筋コンクリート造り二階建てで、全長六〇㍍、幅三〇㍍、高さ一八㍍という大きさで、屋根はウグイ

ス色の塗ビ鋼板を使い、壁はモルタル吹き付け仕上げでベージュ色です。玄関と裏の棟には、日光市のマークが黄金色に輝いています。

現在、運動器具や備品などの付属品を取りそろえる準備を進めていますので、開館は五月になる予定です。開館後は一般市民に開放され、市民の体力づくりとスポーツの振興に大いに活用されることになります。

高校生以下の

普通使用料金は無料

三月に開かれた市議会定例会で、体育館の運営管理や使用料金などを決める「日光市体育館条例」が

制定されました。主な内容は、次のとおりです。

体育館の開館時間は、午前九時

1時間につき		使用時間			
午後5時～午後9時	午前9時～午後5時	区分			
市民以外	市民	市民以外	市民		
100円	無料	50円	無料	高等学校生徒及びこれに準ずる者以下(1人)	普通使用
	50円			上記以外の者(1人)	
300円	100円	200円	50円	中学校生徒以下	アマチュアスポーツに使用する場合
600円	150円	500円	100円	上記以外の者	
2,500円		2,000円		全部	上記以外に使用する場合

競技場・柔道場などの使用料金

専用使用は、競技場(アリーナ)か柔道場の全部または一部を専用して使用することをいいます。普通使用は、専用使用以外の使用のことです。

付属施設の使用料金は、一時間につき会議室五百円、体育指導室五百円、トレーニング室は一人三十円です。

体育館は土足が禁じられていますので、上履きが必要です。たゞこは決められた場所以外では吸いませんのでご注意ください。使用者は終了後、器具や備品を元の状態に戻すことになっています。

自然美と人工美の調和のとれた日光にふさわしく、周囲にマッチした体育館が誕生しました。

から午後九時。休館日は毎週火曜日と年末年始の十二月二十八日から一月四日です。

体育館を使用するときは、体育館使用許可申請書を教育委員会に提出し、許可を受けることになります。申請書の受け付けは、使用日の属する月の三ヶ月前の初日から行います。使用許可を受けた方は、許可条件を守り、他人に迷惑をかけないように使用することになります。ただし、公の秩序や風俗をみだす場合、管理に支障があると認めた場合は、許可されません。また、許可された体育館の使用权は、他人に譲ったり貸したりすることはできません。

使用料金は別表のとおりです。